

半期報告書

(第7期中) 自 平成17年7月1日
 至 平成17年12月31日

株式会社ブロードバンドタワー

(941783)

第7期中（自平成17年7月1日 至平成17年12月31日）

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成18年3月15日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ブロードバンドタワー

目 次

頁

第7期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	9
4 【経営上の重要な契約等】	9
5 【研究開発活動】	9
第3 【設備の状況】	10
1 【主要な設備の状況】	10
2 【設備の新設、除却等の計画】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表等】	21
2 【中間財務諸表等】	33
第6 【提出会社の参考情報】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51

中間監査報告書

当中期間連結会計期間	53
前中期間会計期間	55
当中中期間会計期間	57

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年3月15日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大和田 廣樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階
(注)平成17年11月7日付で本店を上記に移転致しました。

【電話番号】 03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室 室長 佐藤 康夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階
03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室 室長 佐藤 康夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成15年 7月1日 至 平成15年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成15年 7月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日
売上高 (千円)	—	—	3,275,008	—	—
経常利益 (千円)	—	—	358,906	—	—
中間純利益 (千円)	—	—	449,014	—	—
純資産額 (千円)	—	—	5,130,221	—	—
総資産額 (千円)	—	—	5,885,695	—	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	53,359.21	—	—
1株当たり中間純利益 (円)	—	—	4,781.67	—	—
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	—	—	4,539.70	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	87.2	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	373,041	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△752,786	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	2,042,502	—	—
現金及び現金同等物 の中間期末残高 (千円)	—	—	1,878,520	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	—	—	57 〔5〕	—	—

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 第7期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
- 3 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期中間連結会計期間の1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成15年 7月 1日 至 平成15年 12月31日	自 平成16年 7月 1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月 1日 至 平成17年 12月31日	自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日	自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日
売上高 (千円)	—	2,188,739	3,274,752	3,006,993	4,860,823
経常利益 (千円)	—	311,036	392,191	251,961	607,448
中間(当期)純利益 (千円)	—	345,236	481,260	303,198	613,463
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	1,203,050	2,215,905	1,161,950	1,206,530
発行済株式総数 (株)	—	16,689	96,145	16,141	16,729
純資産額 (千円)	—	1,997,980	5,162,467	1,563,583	2,266,206
総資産額 (千円)	—	3,138,565	5,905,326	2,830,406	3,312,792
1株当たり純資産額 (円)	—	119,718.39	53,694.60	96,870.31	135,465.77
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	20,781.47	5,125.07	19,173.82	36,800.81
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	4,865.72	—	—
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	63.7	87.4	55.2	68.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	414,041	—	486,103	813,494
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△256,688	—	△207,840	△504,008
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△17,316	—	△277,591	△227,893
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	274,207	—	134,171	215,763
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	—	44 〔 7〕	55 〔 4〕	41 〔 6〕	49 〔 8〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第6期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
- 3 第5期、第6期及び第6期中間会計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
- 4 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第6期及び第6期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算出が困難であるため記載しておりません。
- 3 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期中間会計期間の1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
- 4 第7期中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第7期中間会計期間の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末残高は記載しておりません。

2 【事業の内容】

従来、ブロードバンド配信事業に含めておりましたデジタルコンテンツの企画制作、デジタルコンテンツの配信サービス、情報発信サイト並びにECサイトの構築・運用支援に加え、情報発信サイト並びにECサイトの運営を開始いたしました。当分野につきましては、ブロードバンド配信事業として含めてまいります。尚、ECサイトの運営の追加に伴い、平成17年10月3日に設立いたしました株式会社ビービーエフが、当社の連結子会社となりました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ビービーエフ	東京都港区	150,000	ファンタジオン ECサイトの運営	所有 96.67	役員の兼任 2名

なお、前事業年度末において当社の親会社であった株式会社インターネット総合研究所は、当中間連結会計期間において当社株式の一部売却を行ったため、親会社からその他の関係会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 事業の種類別セグメントにおける従業員数

平成17年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
データセンター事業	32 (1)
ブロードバンド配信事業	7 (2)
全社 (共通)	18 (2)
合計	57 (5)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 臨時従業員数は、派遣社員及びアルバイトを含む人員であり、(外書)に当中間連結会計期間の平均雇用人員を記載しております。
3 全社 (共通) は、管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成17年12月31日現在

従業員数(名)	55 (4)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 臨時従業員数は、派遣社員を含む人員であり、(外書)に当中間会計期間の平均人員を記載しております。
3 組織拡大及び業務拡大に伴うキャリア採用人員の増加により、従業員数が前事業年度末と比べて6名増加しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との対比は記載しておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業収益の拡大や設備投資の堅調さに加え、雇用情勢の改善に広がりが見られるとともに消費者マインドが改善し、所得が増加していることから個人消費も確実に増加しております。景気は緩やかに回復してきております。

当社の属するインターネット市場におきましては、引き続きブロードバンド化の進展が続いており、総務省の発表によると、ブロードバンドサービス（ADSL、FTTH、CATV、FWA）の契約数は平成17年9月末で2,100万契約を超えるなど、ブロードバンド環境が多くの世帯に浸透しております。また、株式会社電通が発表した「2004年（平成16年）日本の広告費」によると、ブロードバンドの普及を背景に、平成16年における年間のインターネット広告費は1,814億円と、前年に比べて53.3%増と大きく伸び、同期間のラジオ広告費（1,795億円）を超えるなど、インターネットがメディアとして確立されその価値が急速に高まっております。さらにブロードバンドコンテンツ市場においても、確実にその市場規模が拡大しております。総務省の発表によると、2006年には6,000億円を超える市場に成長するものとされております。

こうした状況のもと当社は、インターネット上のプラットフォームをインフラから支えるデータセンター事業に加え、データセンターとしてのインフラを最大限に利用し、ブロードバンドコンテンツを制作から配信まで手掛ける、ブロードバンド配信事業を本格的に推進し、ブロードバンド時代の情報発信拠点の中心となるべく事業拡大と内部基盤の充実に努めてまいりました。

当社の事業領域の一つである、インターネットデータセンタービジネスにおきましては、ブロードバンド化の影響により、リッチコンテンツである映像コンテンツ等の増加に伴うコンテンツ事業者のシステム増強が見られるに加え、放送と通信の融合に見られるように、より多くのコンテンツがインターネット上に流れる状況の中、データセンターの需要が大幅に増えてきております。こうした状況のなか、当社においても、ポータル最大手の顧客や金融関連企業などからスペースサービスの拡大ならびにインターネット接続サービスの契約帯域の増加が受注拡大につながっております。さらに、これらの受注拡大に対応するため、前年度に引き続き都心部に新たな第3サイトを立上げ、総収容可能ラック数2000ラックを超えるデータセンターへと設備増強を実施いたしました。また多くの企業がシステム運用のより多くの部分を委託する方向にあり、データセンターを利用する企業に対して、運用監視のアウトソースを受けるMSP事業を進めることでより収益率の向上に努めております。

一方、ブロードバンド配信事業においては、事業領域を①デジタルコンテンツの企画・制作②コンテンツ配信サービスの二つを中心にブロードバンド環境におけるコンテンツ配信ビジネスの展開を進めてまいりました。デジタルコンテンツの企画・制作については、企業の商品、サービスを映画本編に盛り込むアドバティメント手法を取り入れた、映像コンテンツを中心に扱う関連会社の株式会社ブロードバンドピクチャーズの取扱作品を含めた16本のコンテンツ企画・制作に加え、劇場映画とネット映画のコラボレーションを図る作品の企画ならびに配信を映画制作会社との連携で行うなど、様々な形態でのネット映像作品を手掛けてまいりました。コンテンツ配信サービスにおいては、当社のバックボーンネット

トワークの品質を十分に生かした配信サービスとして、コンテンツ配信事業者へのプラットフォーム提供を行うなどの取り組みを進めてまいりました。また、当社グループとしての新たなEC事業領域への展開として、子会社となる株式会社ビービーエフを平成17年10月3日に設立し、特定のセグメント、特に高品質な商品、サービスを求める顧客層をターゲットにした服飾品のオンライン販売を主たる事業として開始いたしました。尚、当事業は、当社グループのブロードバンド配信事業における新規事業として位置づけております。

以上の活動の結果、連結損益の状況につきましては、売上高3,275百万円、営業利益378百万円、経常利益358百万円、中間純利益449百万円となりました。

<事業別の状況>

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの売上高は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメント	売上高（百万円）	構成比（%）
データセンター事業	2,981	91.0
ブロードバンド配信事業	293	9.0
合計	3,275	100.0

尚、当中間会計期間における当社単体の業績の状況は、売上高3,274百万円（前年同期比49.6%増）、営業利益410百万円（前年同期比27.6%増）、経常利益392百万円（前年同期比26.1%増）、中間純利益481百万円（前年同期比39.4%増）となりました。内訳といたしましては、データセンター事業が、前年同期比48.7%増の2,981百万円、ブロードバンド配信事業が同59.4%増の293百万円となりました。利益につきましては、データセンター事業における既存顧客のスペースサービス拡大ならびに新規顧客の獲得による売上の増加が主な要因で営業利益は前年同期比27.6%増の410百万円、経常利益は同26.1%増の392百万円となりました。さらに、繰越欠損金の税効果会計適用による法人税等の調整を加味した結果、中間純利益は、前年同期比39.4%増の481百万円となりました。

<部門別の状況>

当中間会計期間の当社単体部門別売上高は以下のとおりであります。

事業部門	売上高（百万円）	構成比（%）	前年同期比（%）
データセンター事業	2,981	91.0	148.7
ブロードバンド配信事業	293	9.0	159.4
合計	3,274	100.0	149.6

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,878百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により獲得した資金は373百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益を301百万円計上できたことに加え、減価償却費174百万円の計上、売上債権の増加額238百万円及び仕入債務の増加額149百万円があったことが要因となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は752百万円となりました。これは、主にデータセンター増床のための有形固定資産の取得による支出324百万円に加え、投資有価証券の取得による支出が172百万円、本社移転等による敷金の差入243百万円等が要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により獲得した資金は2,042百万円となりました。これは主に、短期借入金の返済により200百万円の支出があったものの、平成17年8月の公募増資により2,398百万円の収入があったことが要因となっております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との対比は記載しておりません。

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日	
	金額(千円)	前年同期比(%)
データセンター事業	2,981,060	—
ブロードバンド配信事業	293,947	—
合計	3,275,008	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間連結会計期間 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	2,093,085	63.9

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 重要な変更

当中間連結会計期間において当社グループにおける事業上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(2) 新たに生じた課題

ブロードバンド配信事業について

新たなB to C市場への展開を目的として、当社として初めての子会社となる株式会社ビービーエフを平成17年10月3日に設立いたしました。同社は、特定の顧客セグメントに焦点をあてた服飾関連の専門サイトとなります。ブロードバンド配信事業において培ったブロードバンドコンテンツならびに配信サービスのノウハウを十分に活用し特徴のある専門サイトの展開によるE C事業へ参入を確立してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額(千円)	完了年月
提出会社	本社 (東京都港区)	一	本社機能	48,482	平成17年12月
		ブロードバンド配信事業	配信システム等	7,797	平成17年12月
	第一サイト (東京都千代田区)	データセンター事業	ファシリティ設備	97,679	平成17年12月
		データセンター事業	ファシリティ設備	64,330	平成17年12月
	第三サイト (東京都目黒区)	データセンター事業	ファシリティ設備	49,048	平成17年12月
			ネットワーク機器	3,809	平成17年9月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定期
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社	データセンター事業	ファシリティ設備	384,500	—	自己資金	平成18年3月	平成18年6月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

(注) 平成17年9月9日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、会社が発行する株式の総数は256,000株増加し、320,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成17年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年3月15日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	96,145	96,145	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュ ー・マーケット— 「へラクレス」)	—
計	96,145	96,145	—	—

(注) 平成17年9月9日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を5株に株式分割いたしました。
これにより株式数は76,916株増加し、発行済株式総数は96,145株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年2月28日)
新株予約権の数(個)	788 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,940 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処

分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成16年12月22日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年2月28日)
新株予約権の数(個)	148 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	740 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月23日から 平成23年12月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2 欄記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり 払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成17年3月17日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年2月28日)
新株予約権の数(個)	96 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月18日から 平成24年3月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{調整前行使価額}}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいづれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成17年3月25日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年2月28日)
新株予約権の数(個)	8 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月26日から 平成24年3月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

- (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。
尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できる
ことができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社
と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議
案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却する
ことができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、
新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分
の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づ
き、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」に定めると
ころによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割
しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」およ
び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりま
す。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年8月2日 (注) 1	2,500	19,229	1,009,375	2,215,905	1,405,625	2,199,198
平成17年11月18日 (注) 2	76,916	96,145	—	2,215,905	—	2,199,198

(注) 1 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 1,050,000円 引受価額 966,000円

発行価額 807,500円 資本組入額 403,750円

2 株式分割1：5によるものであります。

(4) 【大株主の状況】

平成17年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社インターネット総合研究所	東京都新宿区西新宿1-26-2	44,865	46.66
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号	東京都港区六本木1-6-1	13,335	13.86
ソフトバンク・インターネットファンド	東京都港区六本木1-6-1	6,665	6.93
ブロードバンドタワー社員持株会	東京都港区赤坂4-2-6	1,450	1.50
大阪証券金融株式会社(業務口)	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	1,311	1.36
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369	1,000	1.04
松井証券株式会社(一般信用口)	東京都千代田区麹町1-4	537	0.55
服部 利光	福岡県福岡市西区石丸3-28-25	505	0.52
伊藤 雄康	東京都大田区大森北4-15-21	400	0.41
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-13-14	370	0.38
計	—	70,438	73.21

(注) 1 前事業年度末現在主要株主であったソフトバンクBB株式会社は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

2 株式会社インターネット総合研究所から、平成18年1月6日付および平成18年1月12日付で提出された大量保有報告書等により、当中間期末現在で44,115株(45.88%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当中間期末現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況においては、当中間期末現在の株主名簿によっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 96,145	96,145	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	96,145	—	—
総株主の議決権	—	96,145	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6株（議決権6個）が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	9,490,000	5,890,000 ※1,180,000	990,000	888,000	814,000
最低(円)	—	3,030,000	3,400,000 ※914,000	704,000	571,000	550,000

(注) 1 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）におけるものであります。

2 当社株式は、平成17年8月3日から大阪証券取引所市場（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）に上場されておりますので、それ以前について該当事項はありません。

3 ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)は、当中間連結会計期間中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて中間連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については前中間連結会計期間及び前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)及び当中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)並びに当中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成17年6月30日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用してあります。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1 現金及び預金		1,378,645		
2 売掛金		846,925		
3 有価証券		499,875		
4 たな卸資産		2,831		
5 その他		453,750		
流動資産合計		3,182,027		54.1
II 固定資産				
1 有形固定資産	※1			
(1) 建物	※2	1,387,666		
(2) 機械及び装置		400,732		
(3) 工具器具備品	※2	445,394		
(4) 建設仮勘定		17,700	2,251,493	
2 無形固定資産			31,275	
3 投資その他の資産			420,899	
固定資産合計			2,703,668	45.9
資産合計			5,885,695	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1 買掛金		457,845		
2 その他		254,768		
流動負債合計		712,614		12.1
II 固定負債				
1 長期設備投資未払金	※2	38,971		
固定負債合計		38,971		0.7
負債合計		751,585		12.8
(少数株主持分)				
少数株主持分		3,889		0.0
(資本の部)				
I 資本金		2,215,905		37.6
II 資本剰余金		2,199,198		37.4
III 利益剰余金		715,117		12.2
資本合計		5,130,221		87.2
負債、少数株主持分 及び資本合計		5,885,695		100.0

② 【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)
I 売上高		3,275,008		100.0
II 売上原価		2,516,998		76.9
売上総利益		758,009		23.1
III 販売費及び一般管理費	※1	379,038		11.6
営業利益		378,971		11.5
IV 営業外収益				
1 受取利息		109		
2 業務受託収入		255		
3 その他		444	810	0.0
V 営業外費用				
1 支払利息		3,289		
2 新株発行費		16,906		
3 その他		680	20,875	0.6
経常利益			358,906	10.9
VI 特別利益				
1 貸倒引当金戻入益			2,559	0.1
VII 特別損失				
1 固定資産除却損	※2	30,553		
2 本社移転費	※3	29,474	60,027	1.8
税金等調整前中間純利益			301,438	9.2
法人税、住民税 及び事業税		958		
法人税等調整額		△147,422	△146,464	△4.5
少数株主損失			△1,110	0.0
中間純利益			449,014	13.7

③ 【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			793, 573
II 資本剰余金増加高		1, 405, 625	1, 405, 625
III 資本剰余金中間期末残高			2, 199, 198
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			266, 103
II 利益剰余金増加高		449, 014	449, 014
III 利益剰余金中間期末残高			715, 117

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		区分	注記番号	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
				金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間純利益				301,438
2 減価償却費				174,416
3 貸倒引当金の減少額				△2,559
4 受取利息及び受取配当金				△109
5 支払利息				3,289
6 新株発行費				16,906
7 有形固定資産除却損				30,553
8 本社移転費				29,474
9 売上債権の増加額				△238,285
10 仕入債務の増加額				149,542
11 前受金の減少額				△48,464
12 未払消費税の減少額				△4,447
13 その他				△34,919
小計				376,834
14 利息及び配当金受取額				2
15 利息の支払額				△2,162
16 法人税等の支払額				△1,633
営業活動によるキャッシュ・フロー				373,041
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出				△324,213
2 ソフトウェアの取得による支出				△12,769
3 投資有価証券の取得による支出				△172,500
4 敷金の差入による支出				△243,303
投資活動によるキャッシュ・フロー				△752,786

		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記番号	金額(千円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 短期借入金の純増減額		△200,000
2 割賦購入未払金の返済による支出		△160,590
3 新株の発行による収入		2,398,093
4 少数株主からの払込による収入		5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,042,502
IV 現金及び現金同等物の増加額		1,662,757
V 現金及び現金同等物の期首残高		215,763
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高		1,878,520

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ 平成17年10月3日の会社設立に伴い当中間連結会計期間より連結子会社となりました。
2 持分法の適用に関する事項	持分法を適用しない関連会社の名称 (株)ブロードバンドピクチャーズ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ② たな卸資産 a 商品 移動平均法による原価法 b 仕掛品 個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～10年 機械及び装置 6～10年 工具器具備品 4～15年 ② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れ実績率により、貸倒れ懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。 なお、当中間連結会計期間については貸倒引当金の計上はありません。 (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の合計処理は、税抜方式によっております。 ② 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

会計処理の変更

当中間連結会計期間
(自 平成17年7月1日
至 平成17年12月31日)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当中間連結会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,152,521千円
※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産	
(1) 本社設備、データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。	
建物	720,161千円
工具器具備品	113,298千円
計	833,460千円
(2) 上記に対応する債務	
設備投資未払金	106,358千円
長期設備投資未払金	38,971千円
計	145,330千円

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額	
給与	113,123千円
業務委託料	61,661千円
※2 固定資産除却損の内訳	
建物	24,773千円
工具器具備品	5,779千円
計	30,553千円
※3 本社移転費の内訳	
有形固定資産除却損	19,929千円
その他	9,544千円
計	29,474千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,378,645千円
有価証券	499,875千円
現金及び現金同等物	1,878,520千円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)																			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間期末残高相当額																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>機械及び装置 (千円)</th><th>工具器具備品 (千円)</th><th>合計 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>56,948</td><td>28,345</td><td>85,294</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td><td>5,932</td><td>8,375</td><td>14,307</td></tr> <tr> <td>中間連結会計期間 期末残高相当額</td><td>51,016</td><td>19,970</td><td>70,986</td></tr> </tbody> </table>					機械及び装置 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	56,948	28,345	85,294	減価償却累計額 相当額	5,932	8,375	14,307	中間連結会計期間 期末残高相当額	51,016	19,970	70,986
	機械及び装置 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)																
取得価額相当額	56,948	28,345	85,294																
減価償却累計額 相当額	5,932	8,375	14,307																
中間連結会計期間 期末残高相当額	51,016	19,970	70,986																
(2) 未経過リース料中間連結会計期間期末残高相当額																			
<table> <tr> <td>1年以内</td><td>19,087千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>53,876千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>72,963千円</td></tr> </table>				1年以内	19,087千円	1年超	53,876千円	合計	72,963千円										
1年以内	19,087千円																		
1年超	53,876千円																		
合計	72,963千円																		
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																			
<table> <tr> <td>支払リース料</td><td>8,163千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>8,665千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1,247千円</td></tr> </table>				支払リース料	8,163千円	減価償却費相当額	8,665千円	支払利息相当額	1,247千円										
支払リース料	8,163千円																		
減価償却費相当額	8,665千円																		
支払利息相当額	1,247千円																		
(4) 減価償却費相当額の算定方法																			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																			
(5) 利息相当額の算定方法																			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																			

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末（平成17年12月31日）

時価評価されていない主要な有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	174,500
コマーシャルペーパー	499,875
合計	674,375

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末（平成17年12月31日）

当グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるデータセンター事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

当中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
1 株当たり純資産額	53,359円21銭
1 株当たり中間純利益	4,781円67銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	4,539円70銭

(注) 1 1 株当たり中間純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
1 株当たり中間純利益	
中間連結損益計算書の中間純利益(千円)	449,014
普通株式に係る中間純利益(千円)	449,014
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	93,903
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	
中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	5,005
(うち新株予約権(株))	(5,005)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

2 株式分割について

当社は、平成17年11月18日付で普通株式1株に対し普通株式5株の割合で株式分割を行いました。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成16年12月31日)		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年6月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		274,207		1,267,667		215,763	
2 売掛金		525,512		846,191		608,639	
3 たな卸資産		4,900		—		731	
4 有価証券		—		499,875		—	
5 その他		211,222		454,791		238,343	
貸倒引当金		△2,251		—		△2,559	
流動資産合計		1,013,591	32.3	3,068,525	52.0	1,060,918	32.0
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	1,284,221		1,387,666		1,337,969	
(2) 機械及び装置		404,537		400,732		437,230	
(3) 工具器具備品	※2	369,884		445,394		405,541	
(4) 建設仮勘定		—		17,700		—	
有形固定資産合計		2,058,643		2,251,493		2,180,742	
2 無形固定資産		12,823		19,675		21,617	
3 投資その他の資産		53,506		565,631		49,514	
固定資産合計		2,124,973	67.7	2,836,800	48.0	2,251,874	68.0
資産合計		3,138,565	100.0	5,905,326	100.0	3,312,792	100.0

		前中間会計期間末 (平成16年12月31日)			当中間会計期間末 (平成17年12月31日)			前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年6月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 買掛金		253,663			457,021			294,402		
2 短期借入金		100,000			—			100,000		
3 一年内返済予定 長期借入金		100,000			—			100,000		
4 設備投資未払金	※2	338,885			137,530			365,820		
5 その他	※4	203,437			109,335			186,362		
流動負債合計		995,987	31.7		703,887	11.9		1,046,585	31.6	
II 固定負債										
1 長期借入金		50,000			—			—		
2 長期設備投資未払金	※2	94,597			38,971			—		
固定負債合計		144,597	4.6		38,971	0.7		—	—	
負債合計		1,140,584	36.3		742,858	12.6		1,046,585	31.6	
(資本の部)										
I 資本金		1,203,050	38.3		2,215,905	37.5		1,206,530	36.4	
II 新株式申込証拠金	※3	6,960	0.2		—	—		—	—	
III 資本剰余金		790,093			2,199,198			793,573		
1 資本準備金		790,093	25.2		2,199,198	37.2		793,573	24.0	
資本剰余金合計		790,093			747,364			793,573		
IV 利益剰余金		△2,123			747,364	12.7		266,103		
1 中間(当期)未処分利 益又は中間未処理損 失(△)		△2,123			5,162,467	87.4		266,103	8.0	
利益剰余金合計		△2,123	△0.0		5,905,326	100.0		2,266,206		
資本合計		1,997,980	63.7					3,312,792	68.4	
負債及び資本合計		3,138,565	100.0						100.0	

② 【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高		2,188,739	100.0	3,274,752	100.0	4,860,823	100.0
II 売上原価		1,615,406	73.8	2,515,435	76.8	3,698,950	76.1
売上総利益		573,332	26.2	759,317	23.2	1,161,873	23.9
III 販売費及び一般管理費		251,609	11.5	348,642	10.7	534,125	11.0
営業利益		321,722	14.7	410,675	12.5	627,748	12.9
IV 営業外収益		296	0.0	891	0.0	648	0.0
V 営業外費用	※1	10,982	0.5	19,375	0.6	20,947	0.4
経常利益		311,036	14.2	392,191	11.9	607,448	12.5
VI 特別利益		26,111	1.2	2,559	0.1	25,802	0.5
VII 特別損失		8,492	0.4	60,027	1.8	51,781	1.0
税引前中間(当期)純利益		328,655	15.0	334,723	10.2	581,470	12.0
法人税、住民税及び事業税		748		885		1,633	
法人税等調整額		△17,329	△16,580	△147,422	△146,537	△33,626	△31,992
中間(当期)純利益		345,236	15.8	481,260	14.7	613,463	12.6
前期繰越利益又は前期繰越損失(△)		△347,359		266,103		△347,359	
中間(当期)未処分利益又は中間未処理損失(△)		△2,123		747,364		266,103	

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

当中間会計期間における「中間キャッシュ・フロー計算書」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

		前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前中間(当期)純利益		328,655	581,470
2 減価償却費		154,636	322,177
3 貸倒引当金の減少額		△26,111	△25,802
4 受取利息及び受取配当金		△2	△3
5 支払利息		9,958	17,461
6 新株発行費		798	3,260
7 固定資産除却損		4,592	43,931
8 投資有価証券評価損		—	3,950
9 関係会社株式評価損		3,900	3,900
10 売上債権の増加額		△68,434	△151,561
11 仕入債務の増加額		70,376	111,115
12 前受金の減少額		△51,522	△100,380
13 その他		△1,761	21,884
小計		425,087	831,403
14 利息及び配当金の受取額		2	3
15 利息の支払額		△9,688	△16,551
16 法人税等の支払額		△1,360	△1,360
営業活動によるキャッシュ・フロー		414,041	813,494
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		△248,808	△484,973
2 投資有価証券の取得による支出		△2,000	△2,000
3 その他		△5,880	△17,035
投資活動によるキャッシュ・フロー		△256,688	△504,008

		前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減		100,000	100,000
2 割賦購入未払金の返済による支出		△155,677	△313,792
3 長期借入金の返済による支出		△50,000	△100,000
4 株式の発行による収入		81,401	85,899
5 その他		6,960	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,316	△227,893
IV 現金及び現金同等物の増加額		140,036	81,591
V 現金及び現金同等物の期首残高		134,171	134,171
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		274,207	215,763

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 関連会社株式 移動平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による 原価法 (2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のないもの 同左 (2) —	(1) 有価証券 ① 関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 仕掛品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～10年 機械及び装置 6～10年 工具器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。 なお、当中間会計期間については貸倒引当金の計上はありません。	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
5 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	—	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書又は中間事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 任意組合に関する会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 任意組合に関する会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
—	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	—

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が8,925千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が、8,925千円減少しております。</p>	—	<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当期から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が13,020千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、13,020千円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年12月31日)	当中間会計期間末 (平成17年12月31日)	前事業年度末 (平成17年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 986,084千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,152,521千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,062,992千円
※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 831,003千円 工具器具備品 117,854千円 計 948,858千円	※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備、データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 720,161千円 工具器具備品 113,298千円 計 833,460千円	※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 766,959千円 工具器具備品 112,877千円 計 879,836千円
(2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 318,706千円 長期設備投資未払金 94,597千円 計 413,303千円	(2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 106,358千円 長期設備投資未払金 38,971千円 計 145,330千円	(2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 255,188千円
※3 新株式申込証拠金 新株式申込証拠金は、平成16年11月24日開催の取締役会の決議により平成16年12月29日を払込日として40株（発行価額6,960千円）の払込を受けたものであります。 なお、平成17年1月6日付にて3,480千円を資本金に、3,480千円を資本準備金にそれぞれ繰入れております。	※3 —	※3 —
※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他として表示しております。	※4 消費税等の取扱い 同左	※4 —

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
※1 営業外費用の主要項目 支払利息 9,958千円	※1 営業外費用の主要項目 支払利息 3,289千円	※1 営業外費用の主要項目 支払利息 17,461千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 152,734千円 無形固定資産 1,901千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 171,304千円 無形固定資産 2,711千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 317,914千円 無形固定資産 4,263千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、当中間会計期間に係る注記につきましては、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 274,207千円 現金及び現金同等物 274,207千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 215,763千円 現金及び現金同等物 215,763千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>18,320</td> <td>18,320</td> </tr> <tr> <td>減価償却累 計額相当額</td> <td>11,942</td> <td>11,942</td> </tr> <tr> <td>中間期末 残高相当額</td> <td>6,378</td> <td>6,378</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額 相当額	18,320	18,320	減価償却累 計額相当額	11,942	11,942	中間期末 残高相当額	6,378	6,378	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械及 び装置 (千円)</th> <th>工具器 具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>56,948</td> <td>28,345</td> <td>85,294</td> </tr> <tr> <td>減価償却累 計額相当額</td> <td>5,932</td> <td>8,375</td> <td>14,307</td> </tr> <tr> <td>中間期末 残高相当額</td> <td>51,016</td> <td>19,970</td> <td>70,986</td> </tr> </tbody> </table>		機械及 び装置 (千円)	工具器 具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額 相当額	56,948	28,345	85,294	減価償却累 計額相当額	5,932	8,375	14,307	中間期末 残高相当額	51,016	19,970	70,986	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>17,439</td> <td>17,439</td> </tr> <tr> <td>減価償却累 計額相当額</td> <td>10,020</td> <td>10,020</td> </tr> <tr> <td>期末残高 相当額</td> <td>7,418</td> <td>7,418</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額 相当額	17,439	17,439	減価償却累 計額相当額	10,020	10,020	期末残高 相当額	7,418	7,418
	工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)																																								
取得価額 相当額	18,320	18,320																																								
減価償却累 計額相当額	11,942	11,942																																								
中間期末 残高相当額	6,378	6,378																																								
	機械及 び装置 (千円)	工具器 具備品 (千円)	合計 (千円)																																							
取得価額 相当額	56,948	28,345	85,294																																							
減価償却累 計額相当額	5,932	8,375	14,307																																							
中間期末 残高相当額	51,016	19,970	70,986																																							
	工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)																																								
取得価額 相当額	17,439	17,439																																								
減価償却累 計額相当額	10,020	10,020																																								
期末残高 相当額	7,418	7,418																																								
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,723千円 1年超 3,957千円 合計 6,681千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 19,087千円 1年超 53,876千円 合計 72,963千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 3,533千円 1年超 4,159千円 合計 7,692千円																																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,816千円 減価償却費相当額 1,665千円 支払利息相当額 117千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,163千円 減価償却費相当額 8,665千円 支払利息相当額 1,247千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,413千円 減価償却費相当額 3,142千円 支払利息相当額 213千円																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																								

(有価証券関係)

当中間会計期間に係る「有価証券関係」(子会社及び関連会社株式で時価のあるものは除く。)については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

前中間会計期間末(平成16年12月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	5,950
計	5,950

当中間会計期間末(平成17年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成17年6月30日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,000
計	2,000

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成16年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成17年12月31日)

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

前事業年度末(平成17年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間末(平成17年12月31日)

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

前事業年度(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)				
1株当たり純資産額 119,718円39銭 1株当たり 中間純利益 20,781円47銭	1株当たり純資産額 53,694円60銭 1株当たり 中間純利益 5,125円07銭 潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 4,865円72銭	1株当たり純資産額 135,465円77銭 1株当たり 当期純利益 36,800円81銭				
なお、潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場・非登録であり、期中平均株価の算出が困難である為記載しておりません。	当社は、平成17年11月18日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。	なお、潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場・非登録であり、期中平均株価の算出が困難である為記載しておりません。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり 中間純利益 4,156円29銭</td> <td>1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり 中間純利益 4,156円29銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭	
前中間会計期間	前事業年度					
1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり 中間純利益 4,156円29銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭					

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

項目	前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間損益計算書上の中間(当期)純利益(千円)	345,236	481,260	613,463
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	345,236	481,260	613,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	16,613	93,903	16,670
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	5,005	—
(うち新株予約権(株))	—	(5,005)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数818個)、第2回新株予約権(新株予約権の数148個)、第3回新株予約権(新株予約権の数96個)及び第4回新株予約権(新株予約権の数8個)。	—	第1回新株予約権(新株予約権の数818個)、第2回新株予約権(新株予約権の数148個)、第3回新株予約権(新株予約権の数96個)及び第4回新株予約権(新株予約権の数8個)。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																										
<p>1 新株予約権</p> <p>平成17年3月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年3月17日開催の取締役会において、次の通りストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>(1)発行日</td><td>平成17年3月17日</td></tr> <tr><td>(2)新株予約権の数</td><td>96個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）</td></tr> <tr><td>(3)発行価額</td><td>無償</td></tr> <tr><td>(4)権利行使時の1株当たり払込金額</td><td>174,000円</td></tr> <tr><td>(5)権利行使期間</td><td>平成19年3月18日から平成24年3月17日まで</td></tr> <tr><td>(6)割当を受ける者</td><td>当社使用人9名</td></tr> </table>	(1)発行日	平成17年3月17日	(2)新株予約権の数	96個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）	(3)発行価額	無償	(4)権利行使時の1株当たり払込金額	174,000円	(5)権利行使期間	平成19年3月18日から平成24年3月17日まで	(6)割当を受ける者	当社使用人9名	該当事項はありません。	<p>1 データセンター障害発生</p> <p>平成17年7月14日、当社データセンター内（第一サイト）において、UPS（無停電電源装置）の故障により、データセンターフロア内に供給される電力に230msec（約4分の1秒）の瞬断が発生する障害がありました。この障害により、一部の当社顧客のサーバ等に影響が発生した事実があります。これにより、当社の業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。</p>														
(1)発行日	平成17年3月17日																											
(2)新株予約権の数	96個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）																											
(3)発行価額	無償																											
(4)権利行使時の1株当たり払込金額	174,000円																											
(5)権利行使期間	平成19年3月18日から平成24年3月17日まで																											
(6)割当を受ける者	当社使用人9名																											
<p>2 新株予約権</p> <p>平成17年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年3月25日開催の取締役会において、次の通りストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>(1)発行日</td><td>平成17年3月25日</td></tr> <tr><td>(2)新株予約権の数</td><td>8個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）</td></tr> <tr><td>(3)発行価額</td><td>無償</td></tr> <tr><td>(4)権利行使時の1株当たり払込金額</td><td>174,000円</td></tr> <tr><td>(5)権利行使期間</td><td>平成19年3月26日から平成24年3月25日まで</td></tr> <tr><td>(6)割当を受ける者</td><td>当社使用人 1名</td></tr> </table>	(1)発行日	平成17年3月25日	(2)新株予約権の数	8個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）	(3)発行価額	無償	(4)権利行使時の1株当たり払込金額	174,000円	(5)権利行使期間	平成19年3月26日から平成24年3月25日まで	(6)割当を受ける者	当社使用人 1名		<p>2 公募新株式発行</p> <p>当社は、平成17年8月3日に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場いたしました。</p> <p>上場に際して、平成17年6月30日及び平成17年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成17年8月2日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式）により、新株式を次のとおり発行いたしました。</p> <p>この結果、資本金は2,215,905千円、発行済株式数は19,229株となりました。</p> <table border="1"> <tr><td>(1)発行新株式数</td><td>普通株式 2,500株</td></tr> <tr><td>(2)発行価格</td><td>1,050,000円</td></tr> <tr><td>(3)引受価額</td><td>966,000円</td></tr> <tr><td>(4)発行価額</td><td>807,500円</td></tr> <tr><td>(5)資本組入額</td><td>403,750円</td></tr> <tr><td>(6)新株の配当起算日</td><td>平成17年7月1日</td></tr> <tr><td>(7)資金の使途</td><td>手取金については、2,191,000千円を平成17年7月以後発生する設備投資に充当し、200,000千円を借入金の返済に充当する予定であります。</td></tr> </table>	(1)発行新株式数	普通株式 2,500株	(2)発行価格	1,050,000円	(3)引受価額	966,000円	(4)発行価額	807,500円	(5)資本組入額	403,750円	(6)新株の配当起算日	平成17年7月1日	(7)資金の使途	手取金については、2,191,000千円を平成17年7月以後発生する設備投資に充当し、200,000千円を借入金の返済に充当する予定であります。
(1)発行日	平成17年3月25日																											
(2)新株予約権の数	8個（新株予約権1個につき当社普通株式1株）																											
(3)発行価額	無償																											
(4)権利行使時の1株当たり払込金額	174,000円																											
(5)権利行使期間	平成19年3月26日から平成24年3月25日まで																											
(6)割当を受ける者	当社使用人 1名																											
(1)発行新株式数	普通株式 2,500株																											
(2)発行価格	1,050,000円																											
(3)引受価額	966,000円																											
(4)発行価額	807,500円																											
(5)資本組入額	403,750円																											
(6)新株の配当起算日	平成17年7月1日																											
(7)資金の使途	手取金については、2,191,000千円を平成17年7月以後発生する設備投資に充当し、200,000千円を借入金の返済に充当する予定であります。																											

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																
		<p>3 子会社の設立</p> <p>当社は、平成17年8月24日開催の取締役会において、下記の要領による子会社設立を決議しました。</p> <p>(1) 子会社の概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①商号</td><td>株式会社ビービーエフ</td></tr> <tr> <td>②代表者名</td><td>代表取締役社長 田村 淳</td></tr> <tr> <td>③本店所在地</td><td>東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号</td></tr> <tr> <td>④設立時期</td><td>平成17年10月初旬 (予定)</td></tr> <tr> <td>⑤事業内容</td><td>ファッションECサイトの運営</td></tr> <tr> <td>⑥決算期</td><td>6月末日</td></tr> <tr> <td>⑦資本金</td><td>150,000千円</td></tr> <tr> <td>⑧株主構成</td><td>株式会社ブロードバンドタワー(96.67%) 有限会社アガリデザイン(3.33%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 設立理由</p> <p>当社は、インターネット環境を支えるデータセンターをベースとして、情報発信インフラの提供からコンテンツの企画、制作に至るまでの一連のブロードバンドビジネスをトータルにサポートする事業を展開しております。また、新たな事業収益を確保するため、ブロードバンドビジネスに関して保有するさまざまなノウハウを最大限に活用できるビジネスを模索し、積極的に事業ドメイン拡大しております。</p> <p>今回進出するファッション分野は、ブロードバンド環境を利用することにより、素材感やデザイン表現を細部にわたるまでユーザーに伝えることが可能で、従来のECサイトと差別化ができること、当社が既に展開している映像、音楽分野と極めて近く、相乗的な効果を見込めることなどから、有望なビジネス分野であると判断し、子会社を設立し新規事業を展開することを決定しました。</p>	①商号	株式会社ビービーエフ	②代表者名	代表取締役社長 田村 淳	③本店所在地	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	④設立時期	平成17年10月初旬 (予定)	⑤事業内容	ファッションECサイトの運営	⑥決算期	6月末日	⑦資本金	150,000千円	⑧株主構成	株式会社ブロードバンドタワー(96.67%) 有限会社アガリデザイン(3.33%)
①商号	株式会社ビービーエフ																	
②代表者名	代表取締役社長 田村 淳																	
③本店所在地	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号																	
④設立時期	平成17年10月初旬 (予定)																	
⑤事業内容	ファッションECサイトの運営																	
⑥決算期	6月末日																	
⑦資本金	150,000千円																	
⑧株主構成	株式会社ブロードバンドタワー(96.67%) 有限会社アガリデザイン(3.33%)																	

前中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)								
		<p>4 株式分割</p> <p>当社は、平成17年9月9日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割（無償交付）を行うことを決議いたしました。</p> <p>(1) 株式分割の目的</p> <p>当社株式の1株当たりの投資金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。</p> <p>(2) 株式分割の概要</p> <p>①分割の方法</p> <p>平成17年11月18日付をもって平成17年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主並びに端株原簿に記載または記録された端株主の所有株式数または端株数を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。</p> <p>②分割により増加する株式の種類及び数</p> <p>普通株式 76,916株</p> <p>③配当起算日 平成17年7月1日</p> <p>なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第5期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)</th><th>第6期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 19,374円06銭</td><td>1株当たり純資産額 27,093円15銭</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 3,834円76銭</td><td>1株当たり当期純利益 7,360円16銭</td></tr> <tr> <td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</td><td>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算出が困難であるため記載しておりません。</td></tr> </tbody> </table>	第5期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第6期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	1株当たり純資産額 19,374円06銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭	1株当たり当期純利益 3,834円76銭	1株当たり当期純利益 7,360円16銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算出が困難であるため記載しておりません。
第5期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第6期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)									
1株当たり純資産額 19,374円06銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭									
1株当たり当期純利益 3,834円76銭	1株当たり当期純利益 7,360円16銭									
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算出が困難であるため記載しておりません。									

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書の訂正届出書 平成17年6月30日提出の有価証券届出書 平成17年7月14日、(有償一般募集増資(ブックビルディング 平成17年7月19日及び方式による募集)及び株式売出し(ブック 平成17年7月25日ビルディング方式による売出し))に係る 関東財務局長に提出。訂正届出書
- (2) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19 平成17年8月3日 条第2項第4号(主要株主の異動)の規定 関東財務局長に提出。に基づくもの
- (3) 有価証券報告書 及びその添付書類 事業年度 自 平成16年7月1日 平成17年9月22日 (第6期) 至 平成17年6月30日 関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19 平成17年11月21日 条第2項第3号(親会社の異動)の規定に 関東財務局長に提出。に基づくもの

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月10日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 安 浪 重 樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 富 康 史 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなつたため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年6月24日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松野 雄一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三富 康史 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年7月1日から平成16年12月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月10日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 安 浪 重 樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 富 康 史 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。